

## 第1回紋別市総合教育会議資料

### 議 題

- (1) 総合教育会議の運営について
  - ・ 紋別市教育委員会傍聴規則
  
- (2) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱について
  - ・ 第2期教育振興基本計画（参考1）
  - ・ 第5次紋別市総合計画「いきいきと学び続けるまちづくり」体系図（参考2）
  - ・ 各計画について（参考3）
  - ・ （概要版）紋別市生涯学習推進計画（改訂版）（参考4-1、4-2）
  - ・ 生涯学習推進計画（改訂版）の策定フロー図
  - ・ 教育委員会の現行制度と改正後制度の比較
  - ・ 宮川市政における教育行政に関する方針

## (1) 総合教育会議の運営について

### 1 会議の設置 (法第1条の4第1項)

市長と教育委員会が、相互の連携を図りつつ、より一層民意を反映した教育行政を推進していくため、総合教育会議を設置する。市長と教育委員会という対等な執行機関同士での協議・調整の場であり、地方自治法の附属機関ではない。

### 2 協議及び事務の調整等 (法第1条の4第1項第1号および第2号)

- (1) 大綱の策定に関する協議
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策についての協議
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議、並びにこれらに関する構成員の事務の調整を行う。

### 3 構成員 (法第1条の4第2項)

- (1) 地方公共団体の長及び教育委員会であり、教育委員会からは、教育長及び全ての委員が出席することが基本と考えられるが、緊急の場合には、市長と教育長のみで総合教育会議を開くことも可能である。
- (2) 緊急の場合に、教育委員会から教育長のみが出席する場合には、事前に対応の方向性について教育委員会の意思決定がなされている場合や教育長に対応を一任している場合には、その範囲内で、教育長は調整や決定を行うことが可能であると考えられるが、そうではない場合には、総合教育会議においては一旦態度を保留し、教育委員会において再度検討した上で、改めて市長と協議・調整を行うことが必要である。

### 4 招集 (法第1条の4第3項及び第4項)

総合教育会議は、地方公共団体の長が招集することとしたこと。また、教育委員会は、協議する必要があると思料するときは、総合教育会議の招集を求めることができる。

### 5 意見の聴取 (法第1条の4第5項、第8項)

総合教育会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

### 6 会議の公開 (法第1条の4第6項)

総合教育会議は、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときを除き、公開する。

### 7 議事録の作成及び公表 (法第1条の4第7項)

地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

### 8 調整結果の尊重 (法第1条の4第8項)

総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

### 9 会議の事務

開催日時や場所の決定、協議題の調整、意見聴取者との連絡調整、議事録の作成及び公表等の事務は、市長が総合教育会議を設け、招集するとしていることに鑑み、市長部局で行うことが原則である。

なお、教育委員会事務局に委任又は補助執行させることが可能であり、平成27年4月1日付「紋別市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則」に従って、教育委員会事務局に補助執行されている。

## 10 設置要綱（案）

### （設置）

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき、紋別市の教育に資するため、紋別市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）を設置する。

### （所掌事務）

第2条 総合教育会議は、次に掲げる協議及び事務の調整等を行う。

- （1） 紋別市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）の策定に関する協議
- （2） 紋別市の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- （3） 児童、生徒等の生命若しくは身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

### （組織）

第3条 総合教育会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

### （招集）

第4条 総合教育会議は、市長が招集し、総合教育会議の議長となる。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると料料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

### （意見の聴取）

第5条 総合教育会議は、前条の協議等を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議等に関する意見を聴くことができる。

### （会議の公開）

第6条 総合教育会議は公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、又はその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

### （議事録の作成及び公表）

第7条 総合教育会議は、会議の終了後遅滞なく議事録を作成する。

2 議事録の公表は、会議に出席した構成員及び意見聴取した者による議事内容の確認後、前条ただし書きにより非公開とした部分を除き、紋別市のホームページなどに掲示するよう努めるものとする。

### （調整結果の尊重）

第8条 総合教育会議において、構成員の事務の調整を行った事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

### （傍聴）

第9条 会議の傍聴については、改正後の紋別市教育委員会傍聴規則（平成27年3月18日紋別市教育委員会規則第6号）の規定を準用する。この場合において、第4条、第5条第2項、第6条及び第7条中「教育長」とあるのは、「市長」読み替えるものとする。

### （庶務）

第10条 総合教育会議の庶務は、教育委員会において処理する。

### （委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成27年 月 日から施行する。

## 改正【地方教育行政の組織運営に関する法律】

### （総合教育会議） 新設条項

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

- 一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- 二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 地方公共団体の長
- 二 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると料料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

## (2) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱について

### 1 策定（法第1条の3）

- 地域住民の意向のより一層の反映と地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、市長が策定する。
- 地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根源となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではない。
- 国の教育振興基本計画の基本的な方針を参酌して定めることとされている。（※1）  
※参酌…参考にするという意味であり、地域の実情に応じて大綱を策定すること。
- 地方公共団体において、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途大綱を策定する必要はない。

### 2 期間

法律では定められていないが、市長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、4年～5年程度を想定している。

※市長の任期：3期目 平成25年6月30日～平成29年6月29日

### 3 記載事項

各地方公共団体の判断による。予算や条例提案等首長の権限に関わる事項について定める。

#### 【考えられる主な事項（例）】

- ・学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策
- ・幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実等
- ・予算や条例等の地方公共団体の長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針
- ・教育のほか、学術、文化、スポーツも対象となるが、必ずしも網羅的に記載される必要はない。

#### 【教育委員会が適切と判断して記載可能な事項(例)】

- ・地方公共団体の長の権限に関わらない事項（教科書採択の方針、教職員の人事の基準等）

### 4 大綱と関連計画

#### (1) 紋別市の教育目標について

平成26年5月22日教育委員会において、紋別市の教育を生きがいと夢を紡ぐ教育とし、「つむぐ・かかわる・はぐくむ・いきる」をキーワードとした4つの教育目標を設定した。目標設定にあたり、教育基本法、北海道教育推進計画、第5次紋別市総合計画等を参酌した。（※2・3）

#### (2) 紋別市生涯学習推進計画について

平成27年3月に改訂した同計画は、国の第2期教育振興基本計画及び第3次北海道生涯学習推進基本構想ならびに第5次紋別市総合計画、「紋別市の教育目標」を参酌し、前回計画5ヵ年の見直しを実施。義務教育から芸術文化・スポーツ分野まで、教育部門の総括的な計画として位置付け、計画期間は平成26年度から30年度（5ヵ年）とした。（※4）

→ 総合教育会議における「大綱」のたたき台として、「生涯学習推進計画」の4つの施策を想定

### 5 法律上の効果

#### ○議決の可否

大綱は「地方公共団体の長が定める」と法律で規定していることから、首長がその責任において策定すべきものであり、条例により議会の議決事項とすることはできない。

#### ○合意不成立

教育行政における地域住民の意向をより一層反映させる等の観点から、首長が策定するものとしているが、教育行政に混乱を生じることのないようにするため、総合教育会議において、首長と教育委員会が十分に協議・調整を尽くすことが肝要。

首長が教育委員会と調整のついていない事項を大綱に記載したとしても、教育委員会は当該事項を尊重する義務を負うものではない。なお、第23条に定められた教育に関する事務の執行権限は、引き続

き教育委員会が有しているものであることから、調整のついていない事項の執行については、教育委員会が判断するものとなる。

教育長及び教育委員には、第11条第8項及び第12条第1項において、大綱に則った教育行政を行うよう訓示的に規定しているものの、調整がついていない事項についてまで、大綱に則して教育行政の運営が行われるよう意を用いなければならないものではない。

#### ○調整の判断

大綱の策定過程は、住民に公開されているものであり、仮に大綱の記載をめぐって、首長と教育委員会の調整がつかない場合や首長が調整がつかない事項を大綱に記載したような場合には、総合教育会議や教育委員会会議での議論を通じて住民に明らかにされる。

#### 改正【地方教育行政の組織運営に関する法律】

##### (大綱の策定等) 新設条項

- 第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の实情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。
  - 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
  - 4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

#### 【教育基本法】

- 第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の实情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

※1 国の教育振興基本計画 ～ 《参考1》

※2 第5次紋別市総合計画 ～ 《参考2》

※3 紋別市の教育 ～ 《参考3》

※4 紋別市生涯学習推進計画 ～ 《参考4》

# 教育、学術及び文化の振興に関する施策の大綱 策定のためのたたき台(案)

## ■本市生涯学習推進計画「改訂版」(平成27年3月)における4つの施策

### 基本理念

学び合い、支え合い、社会に生かす個性と多様性あふれる生涯学習の推進を目指して

### 具体的施策 ～4つの施策の概要～

#### 1 つむぐ ～人間形成の基礎を培い、健やかに生きる人づくり

○子どもはまちの財産です。

人間形成の上で基礎となる幼児期から、子育てする環境を整備し、次代を担う子どもたちが、自ら様々なことに興味や関心を持ち、学んでいくことが、あらゆる時代に必要とされています。子どもたちが自立して社会で生き、個人として豊かな人生を送ることができるよう、特に家庭と学校・地域が連携を深め、その基礎となる知・徳・体のバランスの取れた「生きる力」を子どもたちと大人がともに学び合いともに育む環境づくりを進めます。

##### 【1 幼児教育】

- 幼児教育の充実
- 家庭教育の充実
- 時代ニーズに対応した運営支援

##### 【2 義務教育】

- 教育環境の充実
- 教育内容の充実
- 開かれた学校づくり
- 地域による学校活動への支援

##### 【3 特別支援教育】

- 教育内容の充実
- 地域療育拠点施設の整備

##### 【4 高等学校教育等】

- 高等学校教育の充実
- 専修学校等の振興
- 奨学資金制度の継続

#### 2 かかわる ～市民の多様な活動を高める学習機会の充実

○市民の活動機会を支援します。

生涯学習活動を推進していくためには、生涯にわたって学習することの意義について理解を深め、自分自身が取得した知識や技能、学習の成果を積極的に地域社会の中で生かされることが重要となります。

そのためには、学習の成果を発表する機会の場を拡充し、市民が自主的、主体的に活動することができるよう、地域や各種団体、グループなどのリーダー育成やボランティア活動の支援など人づくりを積極的に進めます。

また、子どもたちが家庭や地域の中で生き生きと生活し、すこやかに育つことが、地域の住みよさにつながることから、子どもたちが主体のイベント企画や子ども交流など、健全育成活動を進め自立した子どもたちの活動を支援します。

#### 【5 生涯学習活動】 -----

- 生涯学習推進体制の充実
- 生涯学習機会の充実
- 生涯学習施設の整備
- 読書機会の充実

#### 【6青少年活動】 -----

- 青少年活動の促進
- 青少年の健全育成

### 3 はぐくむ ～芸術・文化活動の推進と歴史文化の継承 -----

#### ○文化財を継承し、芸術・文化にふれあう機会に努めます。

受け継がれてきた地域の貴重な文化財や歴史的建造物などの文化財を保護・保全するとともに、郷土学習の場として活用するなど市民の文化財に親しむ機会の拡充を進めます。また、芸術・文化の創造的な活動は、市民の生活にゆとりと潤いを与え、地域を活性化させるものでもあるため、優れた芸術・文化にふれあう機会や自主的な活動を支援する環境づくりを推進します。

#### 【7 芸術・文化活動】 -----

- 芸術・文化活動の推進
- 歴史文化の保存と継承

### 4 いきる～健康づくりとスポーツ活動の推進 -----

#### ○生涯スポーツに親しむ環境づくりを進めます。

自由時間が増大し、健康への関心が高まり余暇時間を生かしたスポーツ活動が盛んになってきています。すべての人々が健康で、ゆとりと生きがいのある生活ができるように、健康づくり講座や生涯スポーツ活動の充実に努めます。

また、指導者の発掘や育成に努める等、スポーツ大会、イベント実施、スポーツ合宿を積極的に推進しスポーツによる交流人口の増加に努めます。

#### 【8 スポーツ・レクリエーション活動】 -----

- スポーツ推進体制の充実
- スポーツ・レクリエーションの充実
- スポーツのまちづくり推進